

第6 氏名等変更届出、使用廃止届出

〔法〕（氏名の変更等の届出）

第10条 第5条又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第1号若しくは第2号、第2項第1号若しくは第2号若しくは第3項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

1 氏名等変更届出

次の届出事項に変更があつた場合は、その日から30日以内に届け出る必要があります。

○届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあつては代表者の氏名

○工場又は事業場の名称及び所在地

ア 届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあつては代表者の氏名

- ・届出年月日は、直接、県に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。
- ・代表者を変更した場合は、新代表者と旧代表者がわかるように記載してください。なお、届出された代表者以外の役員等に変更があつても届出の必要はありません。
- ・社名（法人の名称）を変更した場合は、新社名と旧社名がわかるように記載してください。
- ・合併、有限会社から株式会社への変更等で、以前に届け出た法人と法人格が異なつた場合は、承継届を提出してください。
- ・住所（主たる事務所の所在地）を変更した場合は、新住所と旧住所がわかるように記載してください。（市町村合併等により住所表記が変わつた場合も変更届の対象です。）

イ 工場又は事業場の名称及び所在地

- ・事業場の名称に変更があつた場合は、変更の前後がわかるように記載してください。
- ・市町村合併により住所の変更があつた場合も届出の対象です。

2 使用廃止届出

特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に届け出る必要があります。

氏名等変更届出書

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

届出者 岡山県●●市●●町●●丁目●●番地の●●
株式会社 ● ● ● ●
代表取締役 ▲▲ ▲▲

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変更前	代表取締役 ●● ●●	※整理番号
	変更後	代表取締役 ▲▲ ▲▲	※受理年月日
変 更 年 月 日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		※施設番号
変 更 理 由	令和○年○月○日開催の取締役会により変更		※備 考

- 備考 1 ※の印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定施設使用廃止届出書

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

届出者 岡山県●●市●●町●丁目●●番地の●●
株式会社 ● ● ● ●
代表取締役 ▲▲ ▲▲

特定施設の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称	●●養豚場	※整理番号	
工場又は事業場の 所 在 地	▲▲市▲▲町▲▲-▲	※受理年月日	
特定施設の種 類	1の2 イ 豚房施設	※施設番号	
特定施設又は有害 物質貯蔵指定施設 の設置場所	/		
使用廃止の年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	※備 考	
使用廃止の理由	離農のため		

- 備考
- 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。